

「改正相続法」 2019年7月1日施行

■相続人以外の貢献を考慮するため相続人以外の親族が相続人に金銭を請求できる

被相続人を療養看護等する者がいた場合に、その人が相続人ではないというときには、財産分配を受けられない。このような結果は、不公平ではないかという指摘がありました。

相続人以外の親族が療養看護、その他の労務の提供により被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした場合には、

相続人に対して金銭の支払いを請求できる。

■遺産分割前の払戻し制度の創設等～遺産分割前でも単独で払戻し請求ができる

相続された預貯金債権は口座凍結され共同相続人による単独の払戻しができません。生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要がある場合にも、遺産分割が終了するまでは、預貯金に触れられません。

金融機関の窓口において、150万円を限度として遺産分割協議が成立する前でも単独で払戻しができることになりました。

■持戻し免除の意思表示の推定規定～婚姻関係が長期にわたる場合の配偶者相続人の保護

被相続人（多くの場合は夫）が「自分の死後に配偶者（多くの場合は妻）が生活に困らないように」との趣旨で生前贈与をしても、

原則として配偶者が受け取る財産の総額は、結果的に生前贈与をしないと変わりませんでした。

そこで、結婚期間が20年以上の夫婦間で、配偶者に対して居住用不動産の遺贈または贈与がされた場合には、「遺産分割において持戻し計算をしなくてよい」という旨の

被相続人の意思表示があったものとして、「遺産の先渡しがあったものとして取り扱う必要がない」こととなりました。

■遺留分減殺請求権から生ずる権利を金銭債権化

遺留分制度の割合を超えて生前贈与や遺贈をした場合には、これらの相続人は、侵害された部分を取り戻すことができます。

この権利を遺留分減殺請求権といいます。

遺留分減殺請求権を行使すると、単独で共有物の変更・処分・管理・賃貸借契約の設定や解除等ができなくなります。

その結果、事業承継等の障害が発生してしまうなど不都合な状況が発生してしまう場合があります。

そこで、遺留分減殺請求権から生ずる権利を金銭債権化し、不都合な状況を回避できるようにしました。

これにより、「遺贈や贈与の目的財産を受遺者等に与えたい」という遺言者の意思を尊重することができるようになります。

■自筆証書遺言の方式緩和

自筆証書遺言に添付する財産目録の作成がパソコンで可能になりました。

自筆証書遺言は、添付する財産目録も含め、全文を自書して作成する必要がありました。

その負担を軽減するため、遺言書に添付する相続財産の目録については、パソコンで作成した目録や通帳のコピーなど、

自書によらない書面を添付することによって自筆証書遺言を作成することができるようになりました

【相続法により改正されたもの】	【改正の内容】
① 配偶者の居住権を保護するための方策	<p>配偶者居住権の新設 配偶者相続人がこの権利を取得することで、生涯無償で居住建物に住むことができる</p> <p>配偶者短期居住権の新設 配偶者相続人は相続開始から少なくとも6ヶ月間は無償で居住建物に住むことができる</p>
② 遺産分割等に関する見直し	<p>特別受益の持戻し免除の意思表示の推定 夫婦間で、居住用不動産の生前贈与した場合、相続発生後に持戻し計算がされない</p> <p>預貯金の仮払い制度の創設 遺産分割協議の成立前でも家庭裁判所の関与なく、一定額の預金引き出しが可能に</p>
③ 遺言制度に関する見直し	<p>自筆証書遺言の方式の緩和 全文自署の要件が緩和され、遺言内容の一部をパソコン等で作成可能に</p> <p>自筆証書遺言の保管制度の創設 法務局で保管してもらえようになり、焼失、盗難、紛失、変造等のリスクを回避できる</p>
④ 遺留分制度の見直し	<p>遺留分減殺請求の効力の見直し 遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することが原則、相続した不動産や株式などが共有状態となる等の問題が生じる可能性が少なく</p> <p>遺留分の算定方法の見直し 遺留分の算定について、算定基準が明確になり、遺留分侵害額の予測がしやすくまた、基準が明確になることで、生前贈与などが計画的に行えるように</p>
⑤ 相続の効力等に関する見直し	<p>権利取得の対抗要件の見直し 法定相続分を超える部分は、登記や登録などの手続きなしでは、第三者に権利を主張できない …相続開始後は、登記等の手続きを速やかに行った方がよい</p> <p>相続債権者の立場を明確化 債権者の立場が明確に</p>
⑥ 相続人以外の貢献を考慮する為の方策	<p>相続人以外の者の貢献を考慮する規定の新設 相続人に対して、貢献に応じた金銭の支払いを請求することができるように</p>

【2020年4月1日に施行】配偶者の居住権を保護する権利

配偶者が相続開始時に被相続人が所有する建物に無償で居住していた場合に、その居住していた建物（＝居住建物）に遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日または相続開始の時から6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日まで、引き続き無償で居住建物に住み続ける権利を創設しました。この権利のことを、配偶者短期居住権といいます。

また、遺産分割における選択肢の一つとして、配偶者に相続開始時に居住建物を対象として、所有権とは別に、終身または一定期間、その使用収益を認める権利を創設しました。この権利のことを、配偶者居住権といいます。

この配偶者短期居住権と配偶者居住権を創設したおもな目的は、冒頭で照会した持戻し免除の意思表示の推定規定と同様に、残された配偶者（おもに夫に先立たれた妻を想定）の老後の生活保障です。

【2020年7月10日】法務局における自筆証書に係る遺言書の保管制度